

群馬大学大学院教育学研究科教授会規程

平成26.4.1 制 定
改正 平成27.4.1 平成27.6.17
令和2.4.1 令和3.4.1
令和4.1.19

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院学則第48条第2項の規定に基づき、群馬大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）に関して必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 教育学研究科長

(2) 教育学研究科の担当を命ぜられた教授及び担当を命ぜられた教授

2 教授会が必要と認めたときは、教育学研究科の担当を命ぜられた准教授及び担当を命ぜられた講師並びに担当を命ぜられた准教授及び担当を命ぜられた講師を加えることができる。

(任 務)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、教育学研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外旅行、出張、休職等の理由により1月以上不在の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第3条第2号及び第4号に関する議事は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く

ことができる。

(運営委員会)

第6条の2 教授会は審議を円滑にするため、あるいは決定事項の執行について研究科長を補佐するために専門職学位課程運営委員会を設ける。

2 専門職学位課程運営委員会に関しては別に定める。

(事務)

第7条 教授会の事務は、共同教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は、教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 群馬大学大学院教育学研究科委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月19日から施行する。